

既に原告の皆さま、改めて申し込む必要はありません。このチラシを回りに広めてください。

京都地裁

第六次 追加
原告を募集中！

大飯原発差止訴訟

京都脱原発弁護団・原告団

〒604-0857
京都市中京区蒔絵屋町 280
ヤサカ烏丸御所南ビル 4F
京都第一法律事務所 気付
電話：075-211-4411 FAX：075-255-2507
kyotodatsugenpatsubengodan@gmail.com

真実を叫ぶ
一万人原告の
ひとりに
なってくれたい！

この訴訟は
すべての原発をなくす
第一歩として
まず大飯原発を
止める訴訟です。

電気はたりているのに
原発がほんとうに必要でしょうか。
核のゴミは捨て場がありません。
いったん大事故がおこれば
故郷と生活を永遠に失います。

▼京都 脱原発 原告団
<http://nonukes-kyoto.net/>
▼京都 原発裁判 支援ネット
<https://houteisien.wordpress.com/>



- 福島で起きた東京電力の原発事故で、原発の危険性が改めて明らかになりました。しかし、政府と関西電力は、福島事故の原因も、被害の実態も明らかになっていないのに、2012年7月に大飯原発3、4号機を再稼働しました。
- 私たちは、すべての原発の危険性を警告してその運転を差し止めるため、国や関西電力が隠している情報を訴訟の場で公開させ、責任を追及するため、2012年11月29日に1,107名の原告で大飯原発（1～4号機）の運転差し止め訴訟を起こしました。
- その後、2013年12月に856名で第二次、2015年1月に730名で第三次、2016年1月に393名で第四次、2017年2月に184名で第五次の追加提訴を行い、**現在までの原告総数は3270名**です。ひき続き、2017年中をめどに**第六次[追加]原告**を募集しています。
- あなたもぜひ、一万人原告のひとりになってください。原告参加費用は5,000円です。

【 裁判についてのQ & A 】

Q1 訴訟によって何を求めるのですか？

→すべての原発をなくす第一歩として、関西電力に対して大飯原発（1～4号機）の運転差し止めを求めます。また、原発について関電のみならず国の責任を問うため、国と関西電力に対し慰謝料を請求します。

Q2 誰でも原告になれますか？

→すべての原発を止める第一歩として大飯原発を止めることに賛同する方は、誰でも原告になれます。政党や宗教、思想は問わず、個人の資格で原告になるものとします。京都府以外にお住まいの方、20歳未満の方も原告になれます。（20歳未満の方が原告になる場合は、訴訟委任状の記載方法をお尋ねください。）

Q3 原告になるための手続きを教えてください。

→第4面の【原告参加申込方法】をご覧ください。

Q4 原告になったら、原告になったことが他の人にも分かりますか？

→一般的に公表されることはありませんが、被告の国や関西電力には原告になったことが知られます。訴訟は応援したいけど、さまざまな事情で原告になれない方は、カンパでの応援をお願いいたします。（詳しくはQ9をご覧ください。）

Q5 原告になったら、裁判所から呼び出されたり、法廷に出ないといけませんか？

→そういうことはありません。この裁判は関西電力や国に対する民事訴訟ですから、裁判の内容は弁護団にすべて委任します。そのために、裁判所に提出する委任状に署名、捺印をしてください。

Q6 原告になったら、何をすれば良いのですか？

→裁判所に私たちの声を届けるため、ぜひ訴訟の傍聴にお越し下さい。また、詳しくご説明しますので、皆さまの脱原発への思いを陳述書という形にして書いてください。ただ、これらは義務ではありません。

Q7 原告参加費用は、何に使うのですか？

→原告参加費用の5,000円は裁判所に提出する訴状に添付する印紙代やコピー代その他訴訟を遂行するための経費にあてられます。多くは印紙代にあてられますので、訴状提出後に原告団をやめられても、原告参加費用はお返しできません。ご了承ください。

Q8 5,000円ではなくて、1,000円程度で訴訟に参加できないでしょうか？

→ご自身のまわりで5人の知人や友人を集め、代表者の名前で訴訟に参加している例もあります。ご相談ください。

Q9 原告にはなれないけど、他にできることはありますか？

→あります。訴訟は印紙代の他にもコピー代をはじめとする諸経費が多くかかり、みなさんの金銭的な援助が必要です。郵便局にある振込用紙に、住所や氏名とともにカンパと書いて、右記の「送金の郵便振替口座」宛にカンパをお送りください。1口1,000円から受け付けています。

■送金の郵便振替口座■

口座番号 00990-8-144924

口座名義（加入者名）京都脱原発弁護団

（キョウトダツゲンパツベンゴダシ）

■銀行からの振込の場合■

ゆうちょ銀行 ○九九（セキョウキョウ）店

当座預金 口座番号0144924

Q 10 訴訟の進行状況は、どうしたら分かるのですか。

→訴訟の進行、開廷期日の連絡、裁判の中味、世話人会の議論の内容などは、原告団のホームページ、メーリングリスト（一斉同報メール送信）で行っています。原告参加申込書に、メールアドレス（携帯でも可）の記入をお願いします。

【原告団ホームページ】「京都脱原発原告団」で検索できます。

Q 11 メールアドレスを持っていませんが、連絡はしてほしいのですが。

→メールでの連絡ができない場合、「郵送希望原告」に登録していただくことができます。郵送希望原告には、裁判期日などの節目の重要な連絡をお送りします。ただ、郵送費用がかかりますので、郵便局にある振込用紙に郵送希望と書き、1,000円をお振り込みください。振込先は**Q 9**のカンパ送金口座と同じです。

Q 12 弁護団のメンバーを教えてください。

→現時点で弁護団に加入しているのは、以下の弁護士です。

【京都弁護士会】	秋山 健司	浅井 亮	浅野 則明	安達 悠司	飯田 昭	井関 佳法
	岩佐 英夫	岩橋 多恵	大河原 壽貴	大倉 英士	大島 麻子	小川 達雄
	尾崎 彰俊	折田 泰宏	川中 宏	久米 弘子	黒澤 誠司	上瀧 浩子
	塩見 卓也	高田 良爾	谷 文彰	津島 理恵	出口 治男	中島 晃
	西谷 拓弥	西村 友彦	尾藤 廣喜	福山 和人	伏見 康司	北條 雅英
	三上 侑貴	宮本 平一	村井 豊明	毛利 崇	森田 基彦	山崎 浩一
	吉本 晴樹	渡辺 輝人				山下 宣

【滋賀弁護士会】 井戸 謙一

【大阪弁護士会】 山下 潔

【奈良弁護士会】 佐藤 真理 畠中 孝司

【和歌山弁護士会】 小野原 聡史 金原 徹雄

Q 13 この訴訟の呼びかけ人は、どのような方がなっていますか？

→現時点での呼びかけ人は、次の方々です。

- ・安斎育郎（立命館大学名誉教授・放射線防護学）
- ・竹本修三（京都大学名誉教授・理学博士）…原告団長。
- ・広原盛明（京都府立大学元学長）
- ・望田幸男（同志社大学名誉教授）
- ・宮本憲一（滋賀大学元学長・環境経済学）
- ・富田道男（元京都府立大学教授）
- ・隅井孝雄（日本ジャーナリスト会議代表委員・京都ノートルダム女子大学客員教授）
- ・田中恒子（大阪教育大学名誉教授・京都在住）
- ・飯田哲夫（医師、京都保険医協会理事）
- ・神田豊子（リハビリ・小児神経医）
- ・三宅成恒（医師、核戦争防止、核兵器廃絶を訴える京都医師の会・世話人）
- ・宮城泰年（聖護院門跡門主・龍谷大学客員教授）
- ・大江真道（日本聖公会司祭）
- ・出口治男（弁護士・元京都弁護士会会長）…弁護団長。
- ・井戸謙一（弁護士・元裁判官）
- ・久米弘子（弁護士・元京都弁護士会会長）

Q 14 その他のわからないことは、どこに聞けばいいですか？

→このチラシの第1面の右上の連絡先に、電話、FAX、メールにてお願いします。

電話なら、京都第一法律事務所（075-211-4411）です。

【 原告参加申込方法 】

(1) 直接面接による申込の場合

下の原告参加申込書に必要事項を記入して、原告参加費用 5,000 円（後日振込可）、記入済み委任状（後日郵送による提出可）とともにお申し込みください。

(2) 直接面接以外による場合

- ① 下の原告参加申込書に必要事項を記入して FAX か郵送で右記の送付先にお送り下さい。なお、電子メールでのお申し込みは、kyotodatsugenpatsubengodan@gmail.com宛に、原告参加申込書の事項を記入してお送りください。
- ② 原告参加申込書に記載していただいた住所に、訴訟委任状と原告参加費用の振込先を記した紙をお送りします。
- ③ 委任状と本人確認資料（免許証、パスポート、学生証、健康保険証等）のコピーとを、一緒に右記に郵送してください。ただし、紹介者の欄に、すでに原告に加わっている人を書いていただいた方は、この本人確認資料は必要ありません。
- ④ 委任状に記載したご本人の名義で、原告参加費用 5,000 円を右記口座にご送金ください。
- ⑤ 原告参加申込書と訴訟委任状、身分証明資料が事務局に到着し、原告参加費用の振り込みが確認できた時点で、原告として登録されます。

※申込により得た個人情報は、業務上の連絡、原告団の連絡などの活動以外に使用しません。

※原告参加費用は裁判所に提出する訴状に添付する印紙代等にあてますので、訴状提出後は参加費用はお返しできません。ご了承ください。

申込書などの送付先
〒604-0857 京都市中京区蒔絵屋町 280 番地 ヤサカ烏丸御所南ビル 4 階 京都第一法律事務所 気付 京都脱原発弁護団 宛 FAX : 075-255-2507

原告参加費用, カンパ, 郵送希望原告申込金
<p>■送金の郵便振替口座■</p> <p>口座番号 00990-8-144924 口座名義 (加入者名) 京都脱原発弁護団 (キョウトダツゲンパツベンゴダン)</p> <p>■銀行からの振込の場合■</p> <p>ゆうちょ銀行 ○九九 (セキョウキョウ) 店 当座預金 口座番号 0144924</p>

大飯原発運転差止訴訟 原告参加申込書

(申込日) 年 月 日

お名前	(ふりがな)			
ご住所	〒 マンション名や団地名, 室番号...			
電話		携帯		FAX
メールアドレス	(一文字ずつ独立させ正確に)			
ご連絡方法 ○で指定	<input type="checkbox"/> 郵送希望原告に登録 (要+1,000円)。 (詳しくは Q11 をご覧ください。)		<input type="checkbox"/> 上記のメール宛 に連絡。	
差し支えない場合はご記入ください。連絡網の強化を試みるためのものです。				
職場名 /	所属団体 /	紹介者 /		
他の脱原発訴訟等にご参加の方はそれをお書きください /				

(事務局使用欄)

申込金受領
 した
 振込先告知
 していない

委任状交付
 した
 していない

委任状受領
 した
 後日〒受領

郵送希望原告
 登録に○印
 申込金を
 受領した

担当者サイン